

## **第4 営業保証金供託の届出**

---

### **1 注意事項**

- (1) この書面は、営業保証金を供託した後に、各建設事務所に提出してください。
- (2) 「供託の原因」の欄は、該当する番号を記入してください。
- (3) 「今回の供託に係る事務所に関する事項」の「名称」及び「所在地」の欄は、供託の原因が不足額の発生である場合には、記入しないでください。
- (4) この書面には、各事務所についての供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付してください。なお、届出の際は、供託書の原本を持参してください。

### **2 その他**

供託にあたっては、16ページを参照してください。

# 営業保証金供託済届出書

令和〇〇年〇月〇日

福島県知事 殿

届出者 商号又は名称 **株式会社 〇〇不動産**  
 郵便番号 (〇〇〇-〇〇〇〇)  
 主たる事務所の所在地 **福島市〇〇〇町〇〇-〇〇**

氏名 **〇〇 〇〇**  
 (法人にあっては、代表者の氏名)  
 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇  
 ファクシミリ番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

下記のとおり、宅地建物取引業に係る営業保証金を供託しましたので、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して届け出ます。

受付番号	受付年月日	届出時の免許証番号
※ <input type="text"/>	<input type="text"/>	<b>0 7</b> ( <b>1</b> ) <input type="text"/> <b>1 2 3 4 5</b>

※ 記載例 新規免許取得により現金で1,000万円を供託した場合の記載例

供託の原因 <b>1</b>	① 新規免許の取得（法第25条）      2. 事務所の新設（法第26条） 3. 不足額の発生（法第28条）      4. 保管替え等（法第29条） 5. 宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失（法第64条の15） 6. 変換（差し替え）	
供託番号		供託年月日
R <input type="text"/> <input type="text"/> 年度 <input type="text"/> 2証 <input type="text"/> 3国 第 <input type="text"/> 号	<b>令和〇〇年〇月〇日</b>	福島 <b>法務局</b> 支局出張所
金銭の場合の供託額（円）		¥ <b>1 0 0 0 0 0 0 0 0</b>
有価証券の場合の供託額		額面 円
有価証券の場合の営業保証金に充当される額（円）		
振替国債の場合の供託額（円）		
変換の場合には、変換前の供託物に関する事項	供託番号	供託年月日
	<input type="text"/> 年度 <input type="text"/> 1金2証3国 第 <input type="text"/> 号	年 月 日
	<input type="text"/> 年度 <input type="text"/> 1金2証3国 第 <input type="text"/> 号	年 月 日
今回の供託に係る事務所に 関する事項	名称	所在地
	<input type="text"/>	<input type="text"/>

確認欄